「合同検討会報告書」が公表されるまでの経過

2006年2月、静岡市は図書館協議会の席上で、西奈図書館における指定管理者制度の試行を発表、ゆくゆくは５館を指定管理者による運営に移行したい、とした。しかし協議会委員は議論の末、2006年6月に、導入の是非も含めて再検討が必要との答申を出し、ひとまず試行は棚上げされた。

2007年1月になってから、図書館協議会は、委員４名、図書館職員４名の合同検討会を発足させた。そして４月までに10回の検討会を開き、その結果を報告書にまとめ、6月29日の第１回協議会で発表した。ただし、この報告はあくまで協議会委員の一部と図書館職員の一部による検討会でのまとめなので、この報告を協議会としてどう扱うかは、次回から全員で議論してのち決めていく、とした。

報告のあと、中央図書館長からの発言として「行財政改革の推進と課題への対応」という説明があった。

計画では、平成21年度までの5年間で、市職員の5％にあたる380人を削減する予定である。図書館においては、10館中5館に指定管理者制度を導入して、5館の職員19人を削減する計画だったので、指定管理者制度を導入するか否かとは別に、平成21年度までに10館全館で正規職員71名中19人を削減、非常勤職員に置き換える予定である。そのためのプロジェクトチームを作って対応を検討していきたい。

協議会委員からは、この報告書をもとに削減ありきではない検討をしてもらいたい、との意見が出されたが、プロジェクトチームによる検討そのものは了承された。

この提案に対して、職員は、図書館職場組合員一同の名義で教育長・図書館長あてに要求書を出した。

内容は、「19人削減というのは、指定管理者導入を前提に出された数字であり、導入が止まっている現状では根拠がない。図書館協議会の結論が出ないうちに、まず削減ありきのような議論をするのは本末転倒である。図書館の今後のあり方について、協議会で検討する一方、図書館としても基本計画を作るべきであり、それなくして削減を前提としたプロジェクトは認められない。」というものである。

一方、第2回協議会の前に、協議会委員の半数が交替することが決まった。会長も含め、５人が一挙に辞任を要請されたのである。通常ならば3期6年まで継続できるという規約なのだが、今回は市側の意向で2期以上の委員は全員交替となった。これは全く異例のことである、と協議会の席上でも問題になった。

８月27日の協議会の席上、出席委員９名は全員一致で合同検討会の報告書を承認した。報告書を協議会としてどう取り扱うかは、同じメンバーが委員であるうちに決着させるのが責任であるから、ということである。

しかし図書館および教育委員会は、委員も替わったことであり、静岡市の図書館を今後どうするかは白紙の状態から検討すべきである、報告書の結論を前提にすることは認められない、という。また、報告書は未だ正式な文書にはなっていないので、図書館のＨＰにアップすることはできない、ただし、次回からの協議会においては、報告書も他の資料の一つとして参考にされる、とした。

議論の結果、報告書は次回以降の参考資料の一般資料としてではなく、特別項目として挙げる、また図書館協議会会長名で内容を公表してもよい、ということになった。

静岡の図書館をよくする会では、会長の了承を得て、報告書をＨＰにアップさせていただくことにした。